

県南広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年3月24日

県南広域振興局長 菅原健司

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370902140	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	これさぼ訪問看護ステーション南	一関市宮前町14番7号 レクシア宮前1階107号	令和8年3月31日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500976	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	ペルへ宮田デイサービス	奥州市水沢真城字宮田53番地2	令和8年3月31日